

4 初健食第8号  
令和4年5月10日

各都道府県・指定都市教育委員会学校給食・食育主管課長  
各都道府県私立学校主管課長  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課長  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課長 殿  
各国公私立大学法人事務局長  
独立行政法人国立高等専門学校機構事務局長  
各公私立高等専門学校事務局長  
各関係公益法人・一般法人事務局長

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長  
三木 忠一

令和4年度「食育月間」における食育の推進について（依頼）

この度、農林水産省において、別添のとおり令和4年度「食育月間」実施要綱が作成され、文部科学省初等中等教育局長宛てに通知されたところです。

ついては、本実施要綱に基づき、学校や地域において令和4年度「食育月間」における食育の取組を推進くださるようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、各都道府県におかれては、所轄の学校及び認定こども園に対して、各指定都市、各中核市におかれては、所轄の認定こども園に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれては、所轄の学校に対して、各国公私立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれては、管下の学校に対して周知くださるよう併せてお願いいたします。

（本件担当）

文部科学省初等中等教育局  
健康教育・食育課食育推進係  
TEL：03-5253-4111（内線2694）  
FAX：03-6734-3794